



2011年7月11日

各 位

会 社 名 東洋紡績株式会社
代表者名 取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証、大証、各第1部)
問い合わせ先 法務部長 南村 幸彦
(TEL.06-6348-3217)

米国における「ザイロン®」繊維を用いた防弾ベストに関する
Point Blank Solutions, Inc.からの損害賠償請求訴訟の和解について

当社は、米国の防弾ベストメーカーである Point Blank Solutions, Inc. (以下「原告」) から米国フロリダ南地区連邦地方裁判所に提起されていた損害賠償請求訴訟において、本日、破産裁判所による承認を条件とする、当社から原告に対する600万米ドルの支払いと引換えに原告から当社及びその他の被告に対する訴訟を棄却する内容の和解契約を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社製品の「ザイロン®」繊維を使用して防弾ベストの製造販売を行っていた原告が、2009年7月に、当社および当社の米国子会社である東洋紡アメリカ株式会社(以下「被告ら」)に対する損害賠償請求訴訟を、米国フロリダ南地区連邦地方裁判所に提起しました。

原告は、「ザイロン®」繊維には欠陥および劣化の問題があると主張するとともに、当社が当該欠陥等を隠して「ザイロン®」繊維を販売した結果、多額の損失を被ったと主張していました。

当社は、これまでの訴訟手続の中で、原告の主張が誤りであり、当社に非がないことを主張してきましたが、協議の結果、原告と当社は600万米ドルでの和解について合意しました。当社としては、訴訟を継続した場合の費用や判決の不確実性を勘案し、法的責任を認めることなく和解契約を締結することが妥当と判断し、本日、原告との間で和解契約の締結に至ったものです。

原告は、2010年4月に、米国破産法に基づき会社更生手続(Chapter 11)の申立をしております。米国破産法の下では、原告は和解に関する破産裁判所の正式な承認を求める必要があり、破産裁判所の承認決定を経て、正式に和解契約が効力を発生することとなります。

2. 和解の内容について

- (1) 当社は、和解金として600万米ドルを原告に支払います。
- (2) 他方、原告は、本件に関する被告らに対するその他の請求を放棄します。これにより、被告らに対する原告の訴えが棄却されます。

3. 業績への影響

今期の業績に与える影響は現在精査中ですが、業績予想の修正の必要が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

4. その他の訴訟

現在、上述の防弾ベストに関連し、米国政府との訴訟、ファーストチョイス社との訴訟など米国において当社を被告とする複数の訴訟が係属しており、これらの訴訟においては引き続き当社に非がないことを主張してまいります。

以 上